

# 日本経済新聞

夕刊  
8月26日  
(月曜日)

## 納税優良企業負担軽く

### 国税庁 調査間隔広げる

国税庁は、納税に関するコーポレートガバナンス(企業統治)の体制が優れていると認められる大企業を対象に、1〜3年に1回行っている納税調査の頻度を減らす新制度を始めた。7月からまず、十数社に適用、対象企業を順次、増やす。公務員改革などで国税職員が減る中、税に関するコンプライアンス法令順守意識の高い企業の調査を省略。国際的な租税回避策など複雑化する調査に限られた人的資源を有効活用する狙いがある。

### まず十数社に適用

「優良」と認められれば、企業にとっては事務コストを大幅に削減できるだけに、今後の企業の節税対策にも影響を与えそうだ。

国税庁によると、新制度の対象となる可能性が

あるのは、全国11国税局のうち、税務に関するコーポレートガバナンスの体制が優れていると認められる大企業を対象に、1〜3年に1回行っている納税調査の頻度を減らす新制度を始めた。7月からまず、十数社に適用、対象企業を順次、増やす。公務員改革などで国税職員が減る中、税に関するコンプライアンス法令順守意識の高い企業の調査を省略。国際的な租税回避策など複雑化する調査に限られた人的資源を有効活用する狙いがある。

#### 国税当局が「納税優良企業」とする際の主な評価項目

- 1 トップマネジメントの関与・指導**
  - 税務コンプライアンスの維持・向上に関する社訓などへの掲載
- 2 経理・監査部門の体制・機能の整備**
  - 税務精通者の養成・確保
  - 連結子法人や国内グループ会社への税務面の指導や監査の実施
- 3 内部けん制の働く税務・会計処理手続きの整備**
  - 不正な会計処理などに関する内部通報制度の整備
- 4 税務に関する情報の社内への周知**
  - 税務研修の実施
  - 税務調査結果や再発防止策の社内周知
- 5 不適切な行為に対するペナルティーの適用**
  - 仮装・隠蔽を行った社員に対する懲戒処分などの制度の整備と運用

の指摘を受ける可能性が高い取引を自主開示することなどを条件とした。大企業向けの税務調査は現在、毎年か2〜3年に1回の頻度で行っている。

る。税務調査の省略は1年単位で行い、毎年更新すれば、数年間、税務調査を受けない企業も出てくる。調査を省略する年は申告書のチェックで済ませる。企業側にとっては、追徴課税を受けるリスクや税務調査に対応する事務負担を減らせるメリットがある。

一方で、低税率国やタックスヘイブン(租税回避地)の利用などで企業間の税務調査の件数を減らし、税務調査が必

の税対策は複雑さを増しており、税務調査も難しくなっている。さらに公務員制度改革の影響で、国税職員数の2013年は申告書のチェックで済ませる。企業側にとっては、追徴課税を受けるリスクや税務調査に対応する事務負担を減らせるメリットがある。

一方で、低税率国やタックスヘイブン(租税回避地)の利用などで企業間の税務調査の件数を減らし、税務調査が必

要な企業に人員を振り向けられる。

多国籍企業の租税回避に悩む世界各国も、同様に「調査の選択と集中」を進めている。経済協力開発機構(OECD)は今年5月、「大規模法人向けの協力的コンプライアンスの枠組み構築を奨励する」とする声明を発表。米国やオランダなど世界各国も同様に、税務調査の効率化を進めている。